

# Jスルーカード取扱約款

1999年2月19日  
西日本旅客鉄道株式会社  
公 告 第 4 1 号

(この約款の目的)

**第 1 条** この約款は、西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）線内で利用可能なストアードフェアカードによる当社線に係る旅客の運送等について、その合理的な取扱方を定め、もつて利用者の利便向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とします。

(用語の意義)

**第 2 条** この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。
- (2) 「乗車券」とは、普通乗車券、定期乗車券、普通回数乗車券をいいます。
- (3) 「乗車券等」とは、普通乗車券、普通回数乗車券、特別急行券、普通急行券及び入場券をいいます。
- (4) 「Jスルーカード」とは、当社及び近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」といいます。）が発売したストアードフェアカードで、駅において乗車券等と引き換える場合に使用できる証票をいいます。
- (5) 「Jスルーカード対応機」とは、Jスルーカードで乗車券等と引換え若しくは払いもどしができる自動券売機をいいます。

(適用範囲)

**第 3 条** Jスルーカードの取扱いについては、この約款の定めるところによります。

2 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注) 別に定めるものの主なものには、旅客営業規則（1987年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第3号。以下「旅客規則」といいます。）があります。

3 近鉄の駅で使用する場合の取扱いは近鉄の定めるところによります。

(適用規定)

**第 4 条** Jスルーカードにより引き換えた乗車券等に係る取扱いは、旅客規則の定めによるものとします。

(約款の変更)

**第 5 条** 当社は、民法584条の4の規定に基づき、以下の場合は、本約款を変更することができるものとします。

- (1) 本約款の変更が、旅客の一般の利益に適合する場合
- (2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本約款を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の約款の効力発生時期を告知するものとします。

(旅客の同意)

**第 6 条** 旅客は、この約款及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(引換え等の制限)

**第 7 条** 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、Jスルーカード対応機での引換え若しくは払いもどしの制限をすることがあります。

2 本条に基づくサービスの制限に対し、当社はその責めを負いません。ただし、当該制限が当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(種類等)

第 8 条 J スルーカードの種類は次のとおりです。

種 類
1,000円券
3,000円券
5,000円券

※ J スルーカードの発売は終了しています。

(様式)

第 9 条 J スルーカードの様式は、別表 1 のとおりとします。

(使用方法)

第 10 条 J スルーカードは、別表 2 のエリア内において J スルーカード対応機によつて発売する乗車券等と引き換えて使用することができます。

2 前項の場合で、J スルーカードの残額が引き換える乗車券等に相当する額に満たない場合は、別に現金、オレンジカード、他の J スルーカード、ICOCA 乗車券（他社発行の IC カード乗車券であつて当社と相互利用可能な IC 乗車券を含む。）を J スルーカード対応機に投入することにより、乗車券等と引き換えることができます。ただし、投入できるカードは合計 2 枚までです。2 枚投入した場合の減額順序は、投入カードが 2 枚とも J スルーカードの場合は、残額の少ないカードの方を優先して減額します。それ以外の場合は、投入したカードの順序により取扱います。

(無効となる場合等)

第 11 条 J スルーカードが違法または不正に取得されたもの場合は、使用することが出来ません。また、J スルーカードを不正乗車的手段として使用した場合または使用しようとした場合は無効として回収します。

2 J スルーカードに記載された情報により、さかのぼつて前項の規定に該当することが判明した場合は、前項の規定を準用して回収します。

3 偽造、変造または不正に作成された J スルーカードを使用した場合または使用しようとした場合は、第 1 項の規定を準用して回収します。また、前各項に該当する場合で他の乗車券を所持しているときは、その乗車券も無効として回収します。

(再発行及び払いもどし)

第 12 条 旅客は、J スルーカードの盗難または紛失等による再発行の請求をすることはできません。

2 旅客は、所持する J スルーカードが不要になつた場合は、別表 2 のエリア内に設置されている J スルーカード対応機により、払いもどしをすることができます。ただし、係員が必要と認めた場合は窓口において係員が払いもどしを行う場合があります。

3 J スルーカードの利用履歴が 21 回（満杯）になつた場合や障害等の理由により、J スルーカード対応機による乗車券等との引換えができなくなつた場合には、その原因が旅客の故意による場合を除き、そのカードの残額と同額の払いもどしを行います。

4 前 2 項に規定する J スルーカードの払いもどしは、当社の発行したカードに限つて取扱いを行います。

5 近鉄の発行した J スルーカードの払いもどしの取扱いは近鉄の定めるところによります。

附則 この改正は、2020 年 4 月 1 日から施行します。

